

堺商工会議所青年部規約

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研鑽を積み、堺商工会議所（以下「商工会議所」という。）の事業活動への参画または協力を通じて地区内における商工業の振興を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本青年部の名称は、堺商工会議所青年部とする。

(事業)

第3条 本青年部は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営に関する諸課題解決にむけ各種講演・講習会、セミナーを開催し、経営者としての研鑽を積むこと。
- (2) 商工会議所活動に関する意見を集約し会頭に具申すること。
- (3) 会員相互の親睦・交流を図ること。
- (4) 商工会議所が実施する事業へ参画・協力すること。
- (5) 府下商工会議所青年部ほか関係諸団体と連携を図ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員の資格)

第4条 本青年部の会員は、堺商工会議所の会員事業所であり、事業所の代表者または代表者が推薦する後継者等で、年齢は満55歳以下の者とする。

なお、年齢については、役員に選任され任期中に満55歳を超える場合においては、任期満了時まで会員の資格を有するものとする。

(加入)

第5条 本青年部の会員となることを希望する者は、所定の加入手続により申込みを行い、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、毎年所定の納期までに年会費24,000円を納入しなければならない。但し、年度途中の入会については、年会費の月割とし月数に応じた会費金額を納入しなければならない。なお、年度途中の退会について、納入済年会費は、いかなる事由においても返金しないものとする。

2 本青年部が開催する事業に応じ、年会費とは別に会費を徴収することができる。

(退会)

第7条 会員は、あらかじめ本青年部に退会する旨を通知し、退会することができる。

2 会員は、次に掲げる理由によって退会する。

- (1) 本青年部の会員としての資格の喪失。ただし、年齢については、満55歳に達した年度末日をもって退会とする。
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第8条 本青年部は、次の各号に該当する会員を会員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員としての義務を怠った会員
- (2) 本青年部の体面を傷つけ、またはその目的の遂行に反する行為を行った会員

(役員)

第9条 本青年部に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、会員総会において、会員のうちから選出し、または解任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本青年部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長および副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 監事は、本青年部の業務および経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。その期間は、堺商工会議所の議員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。

- 2 任期の満了によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員総会)

第12条 本青年部に会員総会を置く。

- 2 会員総会は、通常会員総会および臨時会員総会の2種とし、会長が招集する。
- 3 通常会員総会は事業年度終了後2カ月以内に、臨時会員総会は会長が必要と認めたときに開催する。

(会員総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 事業計画および収支予算の決定または変更
- (5) 決算関係書類の承認

(会員総会の議長)

第14条 会員総会の議長は、会長をもって充てる。

(会員総会の議事)

第15条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員総会における会員の議決権および選挙権は、各々1個とする。
- 4 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。
- 5 前項の規定により議決権または選挙権を行使するものは出席者とみなす。

(報告義務)

第16条 会長は、特に必要と認めるものについて、商工会議所常議員会に報告しなければならない。

(役員会)

第17条 本青年部に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長および理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べるができる。
- 4 役員会は、会長が必要であると認めるとき、これを招集し議長となる。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の決議事項)

第18条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の諾否
- (3) 会費に関する事項
- (4) 委員会に関する事項
- (5) 本青年部の運営に関する事項

(委員会)

第19条 本青年部に役員会の議決を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、第1条の目的を達成するために必要な重要事項を調査研究するものとする。

(委員会の組織等)

第20条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長および委員は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員会は、委員長が必要であると認めるとき、これを招集し議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第11条(役員の任期)は、委員会について準用する。

(委員会について必要な事項)

第21条 前2条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(相談役)

第22条 本青年部に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会員のうちから会長が選任する。
- 3 相談役は、会長の要請により役員会に出席して意見を述べるることができる。

(事業年度)

第23条 本青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

- ・平成26年5月2日、一部改定
〔会費（第6条）、委員会の組織等（第20条）〕
- ・平成28年11月26日、一部改定
〔相談役（第22条）〕

（任期の特例）

本青年部設立当初の役員および委員の任期は、平成28年10月31日までとする。

堺商工会議所青年部運営に関する申し合わせ事項

(内規)

〔慶弔〕

1. 本会に在籍中、会員に弔事があった場合、次のとおりの弔慰を表す。
 - (1) 本人、及び配偶者の死亡
弔慰金 10,000円、及び弔電対応
 - (2) 父母、及び同居の親族
弔電対応

2. 本会に在籍中、会員が大阪府知事表彰以上の表彰を受けたときは、祝金として10,000円、またはそれに相当する記念品を贈呈する。

〔卒業会員〕

3. 卒業会員については、翌年度会員総会において5,000円相当の記念品を贈呈する。